

第1部第5章第1節 契約の終了と解除 540条

設例3：541条や542条ではいわゆる法定解除が規定されている。法定解除は特にその成立要件について、基本的な理解の変遷がみられた。それでは解除の成立要件の理解についてこれまで学説においてどのような経緯があって、現在の規定につながっていったのであろうか。説明しなさい。 [研究]